

京都府安心・安全な妊婦 出産確保事業補助金

(妊婦新型コロナウイルスPCR検査補助金)

代理申請及び受領の手引き

京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室
(令和5年度版)

事業概要

対象者

京都府内(京都市除く)に居住する概ね38週※の妊婦。

- ① 新型コロナウイルス感染症に対する強い不安を抱える妊婦(発熱等の感染を疑う症状がないこと)

(他府県から京都府内(京都市除く。)に里帰りしている場合を含みます。)

(京都市に住民票があり、京都府域に里帰りした方は、住民票がある京都市に申請することになります。)

※母体及び胎児の状態から、医師・助産師の判断により前後する。なお、分娩時に、新生児等への感染拡大を防ぐ観点から、分娩が近い時期に実施することが望ましい。

対象期間

令和5年4月1日以降に実施した検査

補助対象

出産前に、新型コロナウイルス感染の有無を確認するための検査にかかる費用。
上限9,000円

※ この検査は、平成3年6月19日付け健政発362号「消費税法の改正について」のうち、3(イ)の「妊娠していることが判明したとき以降の検診、入院」に該当することから、消費税非課税として取り扱われます。

検査方法

原則として、鼻咽頭スワブ検体又は唾液を用いたPCR検査(SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出)、LAMP検査、及び抗原定量検査とする。

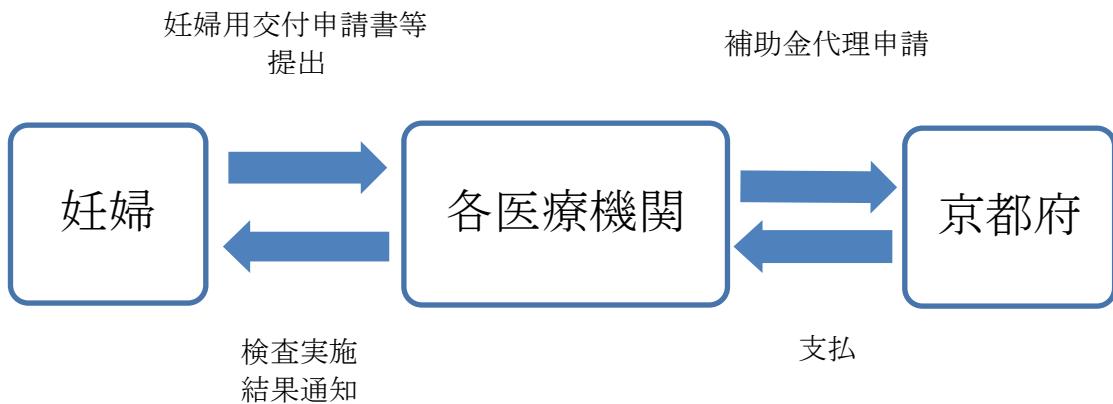
※ 簡易キットによる抗原検査については、引き続き、精度等の点に課題があることから、補助の対象外となります。

留意事項

- 検査実施前に、偽陰性や偽陽性の可能性、検査結果が陽性になった場合の対応について検査希望者へご説明ください。参考【検査説明書】(P7)

- 本事業では、基本的には感染症法に基づく検査の対象とならない場合であって、新型コロナウイルス感染症に関して不安をいだいている妊婦に対し、その不安を解消するために自由診療で検査する場合のみを補助の対象とします。
- 発熱等の症状があり、新型コロナウイルスの感染が疑われる妊婦は、発熱外来等において、医師が新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして検査が必要と判断した場合は、感染症法に基づく検査を受けていただくこととなり、当事業の対象となりません。
- 医師が患者の診療のために必要と認める場合に実施され、健康保険が適用となる新型コロナウイルスのPCR検査についても、当事業の対象となりません。
なお、保険適用による新型コロナウイルスに関するPCR検査は行政検査の観点を有しているため、京都府との契約を締結の上実施していただくこととなります。
- 本事業は1回の妊娠につき、1回のみ補助の対象となります。検査実施前に、必ず「他の医療機関等で補助を受け検査を実施したことがないか」「他の自治体に補助を申請していないか」について、妊婦本人にご確認ください(濃厚接触者等、行政検査は除く。)。
いわゆる「里帰り」の方への補助金の交付は、「京都府以外の都道府県(又は政令指定都市、中核市等)から、本件にかかる補助金等を受けていない」ことが要件です。
関係行政庁に確認をいたしますので、その際、過去に実績があることが判明した方の分の補助金は「不交付」となりますので、ご注意ください。

補助金申請の流れ



- (1)各医療機関は、月ごとに医療機関交付申請書、PCR検査実施者一覧に妊婦提出書類一式を添付の上、検査を行った翌月の10日までに以下の問合せ欄に記載の住所へ送付してください。
- (2)申請を受けた京都府は、内容の確認を行った上、口座振替により、各医療機関へ補助金の支払いを行います。

妊婦提出書類

- 検査申込書(記入例 P6)
※ 京都府への提出は不要です。医療機関で10年間保管をお願いします。
 - 交付申請書 第1号様式 (記入例 P5)
※ 委任状の欄に☑
 - 本人の住所(住民票上の住所、氏名)が確認できるもの(申請書に記載された姓のもの)
※ 運転免許証の写し、健康保険証(住所の記載があるもの)の写し等
(「里帰り先の居住地」を確認できる書類は、不要です。)
(注)「書類の写し」の提出にあたり、「保険証の写し」を提出される場合は、「保険証番号」等を、「マイナンバーカードの写し」を提出される場合は、「マイナンバー」を事前に塗りつぶしてください。
-

医療機関提出書類

以下の書類に、妊婦提出書類(検査申込書を除く。)を添えて提出

- 交付申請書(医療機関用) 第2号様式
- PCR検査実施者一覧 第3号様式
- PCR検査に要した費用の額が確認できる書類
(貴院での新型コロナウイルスPCR検査(自由診療分)価格表等様式任意。2回目以降、
価格変更がない場合はコピー可)

各種様式は京都府ホームページからダウンロードできます。

お問合 せ	京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室母子保健係 住所 〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪之内町 電話 075-414-4727 Mail kodomo@pref.kyoto.lg.jp
----------	--

第1号様式（第4条関係）

京都府知事様

記入例
(太枠内を記入)

検査日以降の日付を記入

年 月 日

申請者 京都 花子

(記名押印又は署名)

京都府安心・安全な妊婦出産確保事業補助金交付申請書

新型コロナウイルス感染症の感染について不安がある（または基礎疾患を有している）ためにウイルスの感染の有無を確認する検査を受けたので、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）及び京都府安心・安全な妊婦出産確保事業補助金交付要領第5条第1項に基づき、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

申請者氏名 (PCR検査等を受ける御本人)	(ふりがな) きょうと はなこ 京都 花子	
申請者住所 (住民票上の住所)	〒 京都府宇治市○×町△ TEL: ()	
里帰り先等住所 (他府県から京都府内の親族宅等へ里帰りされている方のみ記載)	〒 (いわゆる「里帰り」の方は、「京都でのお住まい」を記入願います。) TEL: ()	
かかりつけ産婦人科	○○産婦人科医院	
PCR検査等を受けた医療機関	△△病院	
同意書 (右欄の内容を御確認の上、チェック(□)を入れてください。)	☑ 同意します。	この補助金は、1人あたり1回の妊娠につき1回の補助であることを理解したので、京都府が、他の自治体や医療機関等に補助金等の申請状況や検査の内容等を確認する際に、本申請書及び添付資料に含まれる個人情報を利用することに、同意します。

※ 下記□欄のど チェック(□)を入れ、必要事項を記載ください

<input type="checkbox"/>	PCR検査等に要した費用に係る補助金の請求及び受領に △△病院	医療機関を記入
<input checked="" type="checkbox"/>	年 月 日	検査日以降の日付を記入
チェック	(申請者氏名) 京都 花子 (記名押印又は署名)	

PCR検査等に要した費用を既に支払ったので、下記の振込先に入金願います。

<input type="checkbox"/>	口座番号 (右詰で記入)	口座振込先	現金 種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
① 口座振込先について (申請者と異なる口)		ださい。		
② 口座振込を選択さ 込先が確認できるもの」を添付願います。		る領収書（原本）」「金融機関振		

医療機関から代理申請する場合
は記入しない

添付書類

- 本人の住所、氏名等が確認できるもの

記入例 (太枠内を記入)

新型コロナウイルス感染症の PCR 検査を希望される妊婦の方へ 【検査申込書】

私は、
新型コロナウイルス感染症に対する不安があるため
基礎疾患有するため
検査を希望します。

私は、下記内容について説明を受け、了承(☑をお願いします)の上、検査を申し込みます。

(フリガナ) キヨウト ハナコ
氏名 京都 花子

(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇
住所 京都府宇治市〇×町△

電話番号 0774-〇〇-〇〇〇〇

検査について

- 本検査は、発熱等の感染を疑う症状がなく、分娩予定日が概ね2週間以内の妊婦の方を対象としており、ご本人が希望する場合に任意で行われるものです。
- 本事業の対象回数は1回のみです。
- 検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること(偽陰性)や、感染していないのに結果が陽性になること(偽陽性)があります。

検査の結果が陽性となった場合について

- 症状の有無にかかわらず、入院や宿泊療養、自宅療養となる可能性があります。
- 症状の有無にかかわらず、入院先が必ずしも分娩予定の医療機関とならない場合があります。また、分娩方法等が変更される(帝王切開や計画分娩等)可能性があります。
- 症状の有無にかかわらず、感染拡大防止の観点から入院中の面会および分娩時の立ち会いが制限される場合があります。また、分娩後の一定期間、母子分離(お母さんと赤ちゃんが別室での管理となり、赤ちゃんに触れたり、授乳することができない)となる可能性があります。
- 希望により、退院後において自治体が提供する、助産師・保健師等による継続的な健康支援や児童支援などのケアを受けることができます。そのため、本検査結果等につきましては、住供させていただく場合があります。

全ての項目にチェック

供させていただく場合があります。

説明者(医師)氏名: 丸太町 太郎

所 属 機 関: △△病院

医療機関で記入

【参考】
※妊婦の方にお渡しください

新型コロナウイルス感染症の PCR 検査を希望される妊婦の方へ 【検査説明書】

検査について

- 本検査は、発熱等の感染を疑う症状がなく、分娩予定日が概ね2週間以内の妊婦の方を対象としており、新型コロナウイルス感染症に対する不安や基礎疾患を有するために、ご本人が希望する場合に任意で行われるものです。
- 本事業の対象回数は1回のみです。
- 検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること(偽陰性)や、感染していないのに結果が陽性になること(偽陽性)があります。

検査の結果が陽性となった場合について

- 症状の有無にかかわらず、入院や宿泊療養、自宅療養となる可能性があります。
- 症状の有無にかかわらず、入院先が必ずしも分娩予定の医療機関とならない場合があります。また、分娩方法等が変更される(帝王切開や計画分娩等)可能性があります。
- 症状の有無にかかわらず、感染拡大防止の観点から入院中の面会および分娩時の立ち会いが制限される場合があります。また、分娩後の一定期間、母子分離(お母さんと赤ちゃんが別室での管理となり、赤ちゃんに触れたり、授乳することができない)となる可能性があります。
- 希望により、退院後において自治体が提供する、助産師・保健師等による継続的な健康支援や、育児支援などのケアを受けることができます。そのため、本検査結果等につきましては、住民票のある自治体に提供させていただく場合があります